

災害時における施設使用に関する協定書

志布志市(以下「甲」という。)と志布志警察署(以下「乙」という。)は、鹿児島県域において大規模な災害等が発生し、乙の庁舎が損壊等により使用不能となった場合(以下「警察署使用不能時」という。)に、甲の所有する施設の一部を乙の仮庁舎として使用すること(以下「施設使用」という。)について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、警察署使用不能時において、警察機能の持続及び回復を図るため、乙が甲の所有する施設を使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 乙は、警察署使用不能時に、甲の所有する施設使用を求める必要が生じたときは、甲に対し、使用目的、使用期間等の必要事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

(施設使用の協力)

第3条 甲は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲において施設使用について積極的に協力するものとする。

2 使用の対象となる甲の施設は、次のとおりとする。

- (1) 志布志市役所志布志支所の一部
- (2) 志布志消防署「訓練棟」の一部
- (3) 志布志市文化会館の一部
- (4) その他甲及び乙の協議により指定する施設

(施設の適切な管理)

第4条 乙は、甲の施設を仮庁舎として使用するに当たっては、乙の責任において適切に管理するものとする。

(費用負担)

第5条 甲の施設を乙の仮庁舎として使用する間における光熱水費その他の施設の使用に必要な経費の負担は、甲乙両者において協議した上で決定するものとする。

(使用期間)

第6条 甲の施設を乙の仮庁舎として使用できる期間については、甲乙両者において、その都度、協議した上で決定するものとする。

(施設の明け渡し)

第7条 乙は、甲の施設使用を終了したときは、当該施設を原状に回復し、甲の確認を受けた後、明け渡すものとする。

(損害賠償)

第8条 乙の使用に伴う甲の施設、備品等の損壊、滅失等については、乙の責任において速やかに原状回復又は損害賠償するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議した上で決定するものとする。

(連絡担当者)

第10条 甲及び乙の連絡担当者は、甲にあっては総務課長、乙にあっては警備課長とし、相互に連携を図るものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもってこの協定の終了を通知しない限り、その効力を失わないものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が署名、押印の上、各自その1通を所持する。

平成28年8月22日

甲 志布志市有明町野井倉1756番地
志布志市

市長

本田修一



乙 志布志市志布志町志布志3245番地
志布志警察署

署長

名頭園保

